

広島県告示第八百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市江田島町字小用タラ一七八七三番七地先から 江田島市江田島町字小用タラ一七八七三番七地先まで					
	新	旧			
	三三・二〇〇 三八・四〇〇	三五・〇〇〇 三三・〇〇〇		二三・〇〇〇	拡幅